

平成24年度 第2回市川市地域自立支援協議会 会議録（概要）

- 1 開催日時：平成24年8月28日（火）10時00分～11時50分
- 2 場 所：大洲防災公園管理事務所2階 会議室
- 3 出席者：朝比奈委員、磯部委員、植野委員、内野委員、遠藤委員、大井委員、木下委員、金委員、木本委員、小井土委員、酒井委員、柴田委員、田上委員、永井委員、長坂委員、保戸塚委員、松尾委員、三田委員、山崎委員
事務局：市川市 障害者支援課（中里主幹、木塚主幹、高橋主幹、渡辺副主幹、池澤主査）
傍聴：3名
- 4 議 事：
 - （1）開会
 - （2）障害者団体連絡会・各専門部会からの報告
 - （3）課題の集約
 - （4）取り組みの方向性について
 - （5）その他
 - （6）閉会
- 5 提出資料：
 - （1）障害者団体連絡会からの問題提起（大井委員提出資料）
 - （2）基幹型支援センターえくる平成23年度報告
 - （3）ワーカーズトーク実施報告書
 - （4）生活支援部会資料
 - （5）防災フェア パンフレット（障害者団体連絡会制作）

【開会 10時00分】

【議事（1）開会】

山崎会長：皆さんおはようございます。ただいまより、平成24年度第2回地域自立支援協議会を開催いたします。今日の進行としましては、障害者団体連絡会や各部会からの報告を踏まえて、共通する課題の抽出を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。では障害者団体連絡会から報告をお願いします。

【議事（2）障害者団体連絡会・各専門部会からの報告】

○障害者団体連絡会からの報告

大井委員：まず、9月1日2日に行われる九都県市防災訓練についてお話しします。江戸川河川敷で行われる会場訓練で、初期対応訓練として、地域住民による模範がれきからの救出訓練に5名参加します。それから防災フェアについては、1ブースは手をつなぐ親の会、もう1ブースは障害者団体連絡会として借りて、啓発パンフレットの配布やパネル展示などを行います。また、避難所訓練については百合台小学校と行徳小学校に分かれて、計10名が参加し、これを機に障害者の防災活動につなげていきたいと思えます。防災訓練については以上です。それから障害者団体連絡会の方では、各団体の課題を提起してもらいましたので、事務局の池澤さんから代読をお願いします。

池澤主査：（資料を代読）

大井委員：私個人の問題提起について聞いてもらいたいと思えます。教育、就労、老後。これについては先天性の障害者にとっては特別支援学校は必要とは思えますが、統合教育の中で普通学級への通学が可能な場合、ノウハウの提供、人員的な制限を撤廃することにより施策とできるのではと思えます。就労に関しては障害者の収入が100万円以下というのが50%以上になっています。それに伴い家族との同居が必要になり、老後もそれを継続することで家族の負担が多くなり本人の暮らし方も問題になると思えます。中途障害者においては情報・環境・訓練・教育・リハビリ・楽しみ・欲、そういうことが必要と思えます。情報としては、病院から啓発できると思っています。楽しむ・欲というのが自分で分かることで向上できることもあると思えます。ADLでなくQOLを求めたいと思えます。中途でも先天でも、健常者と同じように生活基盤に関して、公の機関・一般企業・特例子会社の推進を唱えていきたい。それから、障害者総合福祉法の諮問機関の中でサービスがゼロの人を1にすることを目的にしたいと。どうしたらサービスを受けられてない人が受けられるようになるか、考えていきたい。特に高次脳機能障害、盲ろう、

重複障害（視覚と知的とか）、そういう人のことも考えてほしいと思います。それからハートフルマップについては、第 2 回連絡会で報告しました。啓発については、自立支援協と団体連絡会と協働で活動していきたいと。ただ具体的な活動が見えないという意見もありましたので、これから一緒に考えていきたいと思います。

○相談支援部会からの報告

朝比奈委員：相談支援部会からは 3 点報告します。1 つは第 1 回以降の相談支援部会の経過報告。2 つ目は基幹型支援センターえくるの 23 年度報告と地域の課題。3 つ目は就労支援部会と協力して「ワーカーズトーク」という取り組みをしました。必ずしも継続的な支援ではなく、いざというときの支援が必要な人たちのグループの代表として、一般企業で働く軽度障害の方がいます。その人たちに、日常の悩み事を話す実験的な取り組みをしましたので、その報告をさせていただきます。まず、相談支援部会の経過報告です。自立支援法の一部改正法が 24 年度から始まって、まさに全員ケアマネ元年との位置づけでスタートしています。それに対して市川市に対し基幹相談支援センターの考え方と、10 月からの虐待防止センターの考え方、それに児童福祉法の改正によって発達支援センターが位置づけられ、その拠点のあり方について昨年度意見をとりまとめています。具体的に今年度から、発達支援センターについては、こども部のほうに声かけして発達支援課から相談支援部会にオブザーバー参加して、こども部としての検討状況について情報提供をいただいて、こちらからも意見を伝えています。相談拠点についての考え方は市の考えを待っていますが、一方で民間の事業者が指定を受けていく中でケアマネの仕組み（計画や地域移行）については量的な拡大だけでなく質の充実について考え方や中身を部会として取り決めて、共有していくことが必要と考え、ガイドラインの作成にとりかかっています。部会としては今年度中にガイドラインをとりまとめ、普及啓発をはかしていきたいと考えています。続いて、えくるの活動報告を長坂さんからお願いします。

長坂委員：平成 23 年度の報告と、この 3 年間の実績からの地域課題について報告します。

（資料に基づいて報告）

小井土委員：続きまして、「ワーカーズ・トーク」について報告させていただきます。

（資料に基づいて報告）

○生活支援部会からの報告

松尾委員：生活支援部会では、日中活動、グループホーム、ホームヘルプ等、利用者さんと直接かかわりをもつ現場の声から課題を抽出してどのように解決するかを検討しています。（資料に基づいて報告）

送迎のアンケートについては、磯部さんからお願いします。

- 磯部委員 : 通所事業所について、利用者が年齢を重ねるにつれて自力通所ができなくなってしまいます。また事業所によって送迎サービスが構築できない。また、現在送迎をしている事業所でも、家族の高齢化により拠点まで行くことができないなどの課題を明確にするために市内の日中活動事業所にアンケートを実施したいと考えています。その課題を踏まえ、解決のヒントを導いていきたい。そのため、日中活動連絡会でアンケートを作成しました。(資料に基づいて概要を説明) この実施について、皆さんのご承認をいただければと思います。
- 山崎会長 : ありがとうございます。全体の協議に入る前に、今の送迎に関するアンケートについて、結論を出しておきたいと思います。何かご質問やご意見はありますか。
- 朝比奈委員 : アンケートの目的に、「改善策への手がかりにする」とありますが、改善策のイメージのようなものはありますか。
- 磯部委員 : 例えばタクシー業界を利用する方法。1人だけでなく、何人かで乗り合わせるようなこととか、移動支援の車両移送型などのあり方とか、そのようなことも考慮しています。
- 山崎会長 : そうなると設問15の「こうしたらいいと思うようなこと」に、例えばタクシーの相乗りのようなことを自由に書くということですね。他にありますか。
- 三田委員 : これは介護制度の中のサービスですか。
- 磯部委員 : これは市川市内にある日中活動事業所で、主に障害福祉サービスと呼ばれる事業所への各家庭やホームからの送迎に関するものです。
- 三田委員 : いま私たちが使っているのは「同行援護」で、介護保険は使えないんですが、いまガイドが足りないとかいう話とは、ずれてるのかもしれませんが、サークル活動への送迎などに、2～3人をグループにしてガイドしてほしいという話もあるわけです。
- 山崎会長 : 今の話は、障害者の通所施設への送迎がいまどうなっているかを把握するためのアンケートですので、三田さんの言われた課題もその中で出てくるかもしれませんが、その課題が、事業所サイドも含めて挙がってきた後での協議になると思います。
- 植野委員 : 送迎については補助制度があると思いますが、地域活動支援センターについてはどうなのでしょう。それと、送迎加算については生活介護だと認識していましたが。また、障害ニーズによって運動とか、歩きたいという事情があるときに、あるところまで送迎し、あるところからは歩くというような、「同行支援」というようなニーズもあるのではないかと思います。そういうことも配慮が可能かどうか伺うのもいいかもしれません。
- 磯部委員 : 補助金については、今回のアンケートでは触れていません。また送迎加算については、例えば就労系であっても送迎するというようなことも事業所の考

え方ですから、そこを評価して送迎加算がついたということですから、いろいろなサービス種別を意図的に載せたと思います。それから、「同行支援」については、ここにはニーズとしては載っていないくて、その他で出てくるかもしれませんが、各事業所の努力で支援計画を立てた上でそういうことはあります。

植野委員 : 市川市としては、地域活動支援センターへの通所費用の補助はないのでしょうか。

木塚主幹 : 通所に関する補助ですが、従前、小規模作業所のとくに送迎を行っていた事業所に対しては、補助を行っています。新たに地域活動支援センターになったところに対しても、補助しています。

植野委員 : 市の単独補助ですか。

木塚主幹 : あとで確認します。

山崎会長 : アンケートの話に戻ります。障害の事業所が、加算があろうがなかろうが送迎の有無に関して実態調査をする。その課題に対して、サービスの向上などの意見が上がるように実施したいということだと思います。では、このアンケートについて実施してよろしいという方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員一致ということで、これについては実施をお願いします。

【議事(3) 課題の集約(4) 取り組みの方向性について】

山崎会長 : それではあらためて、ここまでにについてのご質問や、共通の課題について意見交換したいと思います。

大井委員 : 先ほど言い忘れたんですが、障害者団体連絡会の役員さんはまだ知らない話ですが、副代表と事務局長と話していることがあり、各障害者別で集まった団体ですが、これを地域に分けて、地域で啓発活動をやったらどうかと話しています。そのほかに、いろんな団体があって、今までのことを出してもらい、団体連絡会として推進していけるものについてはやっていきたいと思えます。そのほか、お互い理解はするけれど、別々に活動したほうが良いことについては別々でも良いと思っています。

山崎会長 : 生活圏域ごとの活動という考え方もあっていいと思いますが、できれば自立支援協に出す前に、障害者団体連絡会の中で話し合っただけであればと思います。

朝比奈委員 : 2つ申し上げたいと思います。1つは重症心身障害児者サポート会議というところで、人材養成の取り組みをしています。重心の方は医療的ケアが日常的に必要なになるので、そのあたりを含めた養成ですが、今回の法改正で医療的ケアが介護職までできるように拡大されたのですが、研修を受けなければ

ならないので、その実施主体も民間に解禁され、今年からサポート会議に参加している若葉クリニックさんを運営している医療法人麒麟会が認可を受けたということがあり、協力しながら研修できそうな気配になっています。そこで障害者団体連絡会で作成した防災パンフレットの中で、オストメイトさんのページに、ストマケアの研修を行ってほしいという要望があり、このあたりを含めて取り上げていける可能性も考えていけるといいと思います。介護保険の事業所との連携も重要になってくると思いますので。

もう1つは、現実みんなのできることを少しずつ持ち寄る中で、この「ワーカーズトーク」をどのように継続していけるか、皆さんと一緒に考えたいんですが、例えば公立で唯一就労移行の施設である南八幡ワークス。そこを拠点としてできないかなと考えるのですがいかがでしょうか。

酒井委員 : 南八幡ワークスの指定管理をしておりますサンワークですが、ぜひ、やりたいと思います。ただこれは私個人の意見で、法人としてはどうかわかりませんが、法人の意向とは大きく外れていないので、たぶん大丈夫だと思います。

山崎会長 : 市の指定管理だと、自主事業なら別ですが、市の事業であれば仕様書の変更も必要かと思うのですが。

朝比奈委員 : あまり難しいことを考えずに言ってしまったんですが、もちろん市のほうにも仕様書の変更も含めてご検討いただいて、たいへんな作業になると思いますし、民間の実績を積み重ねていくことも必要だと思います。

田上委員 : 指定管理の要綱のなかではいけないことが決められていると思うんです。例えば土曜日は開けちゃいけないとか。ですからそこらへん解除してもらって「土曜日に開けていいよ」という取り決めにするとかしない。ワーカーズトークをするのに場所を探すよりも決まったところがあれば安心感があるので、アフターケアの一環としてそこを使えるという条件を獲得した上で進めればいいのでは。ですから要綱の内容を少し幅をもたせてもらうことが先かと思います。

山崎会長 : 市でやるかどうかは別として、現況で柔軟な指定管理を受けている事業として、施設利用に関して大丈夫そうかどうかについて市の見解を伺いたいのですが。

木塚主幹 : 指定管理の件ですが、契約書の内容についてここでは詳しくは分からないのですが、やり方によって要綱が違うので、緩やかなものからカッチリしたものまで幅があります。

山崎会長 : いろんな考え方があるかと思いますが、いきなり事業化するのもあるし、モデル的に実施して結果を踏まえて拡大するのもあると思いますので、何か展開できればと思いますので、こういうのをフォローしていくことが大事だと思いますので、前向きに検討をお願いします。

酒井委員 : 要綱を見ないと分からないですが、目的から大きく外れていない限りは、ほとんど大丈夫だと思います。最初から全部市がということではなく、私たちでできる範囲でやっていきたいし、もし駄目なら逆に自立支援協を通してどうして許可しないのかと言いたいぐらいなので、よろしくお願いします。

山崎会長 : 次回のご報告をお待ちしております。ほかにございますか。

木下委員 : 先ほどお話のあった件ですが、ストマケアについては、医療行為ということで看護師さんとお医者さんしかできなかったということで、介護施設に入ったり、自分でできなくなったときに、ヘルパーではできないということで、介護施設に入れないというような問題が起きています。今回それが医療行為から外れて、ホームヘルパーや介護福祉士ができるようになったが、研修が必要ということで、協会本部とも厚生労働省とも、どのような研修体系、運営がよいのかということをお話し合っていますので、そういうことも含めて連携させていただければと思います。

朝比奈委員 : 加えて木下さんをお願いしたいのですが、市川市のオストメイトさんで具体的なニーズの量とか、介護施設で断られた方の声とか、具体的なニーズが届けられると力になると思うので、会としてご検討いただければと思います。

植野委員 : ワーカーズトークの報告で、精神障害の方の情報交換の場というお話がありました。市川にはそういう場がないということでしょうか。

小井土委員 : それに近いようなものは、マディソンモデルで始まった「フォーラス」というクラブハウスのような場では、一時期やっていました。ただ、その後継続してやっているものは実際ないということです。

植野委員 : 市川市の中で、精神障害者を対象とした地域活動支援センターというのはあるのでしょうか。

渡辺副主幹 : 市川市内で精神障害者を対象とした地域活動支援センターⅠ型は直営で1カ所、南八幡にあります。Ⅱ型もありますが、身体障害者が対象となります。

木塚主幹 : 精神障害者を対象としたⅢ型は5カ所、三障害対象としたⅣ型が1カ所あります。

植野委員 : 精神障害者の方が使えるところも含めて足りないということでしょうか。

小井土委員 : 働いている障害者が使える場がないということが今回のポイントになっています。

【議事（5）その他】

山崎会長 : 他になれば、「その他」の議題として、この10月から障害者虐待防止法の施行に伴うセンターの準備状況について、事務局にご説明をお願いします。

中里主幹 : 10月から、障害者虐待防止センターの機能を障害者支援課の中に持つということで準備状況についてご説明をします。設置方法については直営で実施し

ます。人材については、障害者支援課のケースワーカーと、大洲の地域生活支援センターと南八幡メンタルサポートセンターの職員を併せて協力していきます。24 時間 365 日ですので、平日日中は専用電話回線を引いて対応します。夜間休日は、携帯電話に転送にて相談を受けます。緊急一時保護の拠点については、基本的に了承をいただいております。啓発活動については、パンフレットを 4000 部作成し、9 月中旬に完成予定です。また広報については、月 2 回の発行ですので、10 月 1 日施行ですが 9 月 15 日号に掲載されます。またホームページにも掲載します。県はこれから研修を市の職員対象に、9 月 25 日・28 日に行います。事業者向けの研修も 9 月中旬に行うそうです。現段階では、このような状況です。

朝比奈委員：障害者団体連絡会にご検討をお願いしたいのですが、虐待防止法は障害のある方一人ひとりが使っていく法律だと思うので、ご家族も含めこの法律に理解を深めていく取り組みをなんらかご検討いただければと思います。もう一つは、市にご質問と要望ですが、シェルター対応の協力依頼をされたそうですが、三障害を含めた対応を想定しているか、他の社会資源の活用も含めた柔軟な対応も検討していくのか…というのも、私たちもよくお願いしているのですが短期入所がいつもいっぱい、本当に緊急のお願いをしたときに、廊下に囲いを作ってそこで一泊させてもらったこともあるんですが、どれぐらい緊急受け入れが可能なのか、いっせいに依頼がきたらどうなるのか…障害種別の対応と全体的なキャパシティの問題から質問させていただきます。それと、県の権利擁護部会でマニュアル作成に携わっていますが、県のマニュアルは国のマニュアルの倍ぐらいのボリュームになっていて、それを理解周知をするのに時間がかかるだろうと思うと、できるだけ早い時期に関係者にどういった対応をしていくのか情報提供する場をご検討いただきたいという、要望です。

植野委員：シェルターについて、職場から断ち切られてしまうことになるのでしょうか。障害者はなかなか簡単に転職ができないので。

山崎会長：女性の DV からのシェルターだと、外部から一切連絡がとれないようになっていますが。朝比奈さん、最初の障害者団体連絡会への要望は、自ら勉強する機会を設けてほしいという意味なんではないでしょうか。

朝比奈委員：そういうことも含めて。

山崎会長：議題として取り上げてほしいということで、大井さんよろしくお願いします。では事務局からお願いします。

中里主幹：過去の事例ではお受けしたこともあるので大丈夫といわれています。また、県のほうで各事業所に「どういう条件であれば受け入れ可能か」というアンケートをとっており、実際に施設がいっぱいであれば県と相談しながら探し

ていくことになると思います。団体連絡会については、パンフレットができましたらお配りします。それを見ていただければ、イメージとしては分かりやすいと思います。虐待については、こどもと高齢者についてはネットワークができていますので、DV と障害についても関係者で協議をしています。シェルターについては関係課と協議して考えていくことかと思いますが、あと、説明会については研修を受けたあとで内部で周知をはかってからと考えていますが、どの程度の内容か確認してから考えていきたいと思っています。

山崎会長 : 植野さんが質問された、障害者の場合、一時保護されたところから職場に通えるかというのは、今のご説明だとケースバイケースという捉え方でよろしいんですか。

中里主幹 : そうですね。どういう虐待かによっても、職場での虐待なども県の絡みなどもありますので、それぞれ対応が違ってきますので、実績を重ねながら考えていきたいと思っています。

植野委員 : 一般論からいって、シェルターというのは仕事からも断ち切られるというものですよね。

中里主幹 : 仕事を断ち切られるということは想定していません。

朝比奈委員 : 働いている方でも家族から虐待を受けることもあるので、そうすると市の対応になると思います。ただ、こどもやDV の場合はシェルターの存在自体を知られてはいけないという、かなりリスク管理が徹底している一方で、障害の場合は身の安全の確保となったら施設は限界があるだろうと思うんですね。DV とはかなり違ってくるとは思いますが、安全な生活を送るニーズと、仕事を続けるというニーズと、何を選択するかを安全な場所で本人とじっくり話し合っていく、たぶんそういうことにしかならないと思います。

山崎会長 : こどもやDV とは違った柔軟さが必要ということですね。障害のある方の就労にも配慮しつつ進めなければならないということですね。

内野委員 : 今度の障害事業所対象の研修ですが、訪問介護の事業所は除くとされています。居宅介護の事業所には研修開催通知が届いていないので、そういう事業所はどこから情報を得たらいいのかという話が、先日の居宅支援連絡会でありましたので、ご検討いただければと思います。

中里主幹 : はい、わかりました。それと児童と高齢者のネットワークに加え、障害のネットワークについては自立支援協議会との関係も作っていかねばいけないと思いますので、よろしくお願いします。

山崎会長 : よろしいでしょうか。それではこれで、今日予定されていた議題はすべて終了しましたが、ほかに事務局からございますか。

木塚主幹 : 先ほどご質問のありました、地域活動支援センターの通所にかかる補助については、ずっと市単独事業でやっていたんですが、平成23年度からは県の

補助を使っている形になります。以上です。

【議事（6）閉会】

山崎会長　：それではこれで、平成24年度第2回地域自立支援協議会を閉会します。ありがとうございました。

【閉会　11時50分】